

平成 22 年度 北海道包括外部監査の結果報告書（概要）

平成 23 年 3 月 28 日

監査の概要

1．包括外部監査人

岩本 敏美（税理士）

2．選定した監査のテーマ及び選定理由

(1) 監査のテーマ

道税の賦課及び徴収事務について

(2) 選定理由

道税の重要性

歳入全体の 19.6%（自主財源の 59.8%）（平成 23 年度当初予算）

道税収入の厳しい状況

北海道の経済状況の悪化などにより、平成 23 年度当初予算では前年度に引き続き、5,000 億円を下回ることが想定される非常に厳しい状況

地方税の重要性の増大

国の三位一体改革による税源移譲等により地方税の重要性が増大するに伴い、厳正・公正な執行がこれまで以上に必要とされている

道税の収入未済額（滞納額）の累増

200 億円を上回る状況（平成 20 年度決算～）

3．監査の対象機関

北海道総務部（本庁及び振興局等における道税の賦課及び徴収事務を対象）

4．監査の着眼点

税法令等に準拠した適正・公平性

地方自治法の規定に則った経済性・効率性

組織・体制・研修、徴税費、道税システムの適正・効率性

5 実地監査

7 振興局など延べ 10 機関で実施

監査の結果

監査の着眼点により、道税の賦課及び徴収事務について検証をしたところ、改善または検討すべき点があったことから、次の区分により対応を求めた（全 50 件）。

【指摘】早急に是正または改善を求める指摘事項（17 件）

【意見】監査の結果に添えて提出する意見（検討の必要がある事項）（33 件）

（別添「指摘・意見の要約」参照）

監査の総括

今回の監査において指摘した事務処理上の問題がある個別事案については早急に改善を求めるとともに、現在の厳しい道財政の状況において、課税の公平や適法な執行を確保するために、今後の道の税務行政に特に求められるものとして、次の 3 点を提示する。（関連する主な指摘・意見の概要を掲示）

1．徴収機能の強化

納税者の利便性の向上

自動車税について、「クレジット納税」の導入を検討すべき 【意見 26】

滞納整理の強化

・道税の滞納額全体の 6 割を占める「個人道民税」対策

徴収の主体である市町村の滞納整理の分析や対策の検討について、道と市町村の連携強化を検討すべき（滞納額の 7 割を占める主要都市との連携の強化や、地方税法に基づく道による「直接徴収」の推進） 【意見 1、2、3】

・「高額滞納整理組織」の創設

滞納整理のスペシャリストにより構成する高額滞納整理組織を創設し、全道の高額・悪質な滞納事案に対処することを検討すべき 【意見 45】

・一部の振興局において、預金等の差押が迅速に行われていない事案や、納付が一度もないにも係わらず換価猶予の延長が行われていた事案があったことから、手続きや判断基準を明確に規定すべき 【指摘 37、39】

2．事務処理の効率化

・内容が古く実態に合っていない各種事務処理の手引について、更新等による事務処理の統一化を検討すべき 【意見 13、19、40】

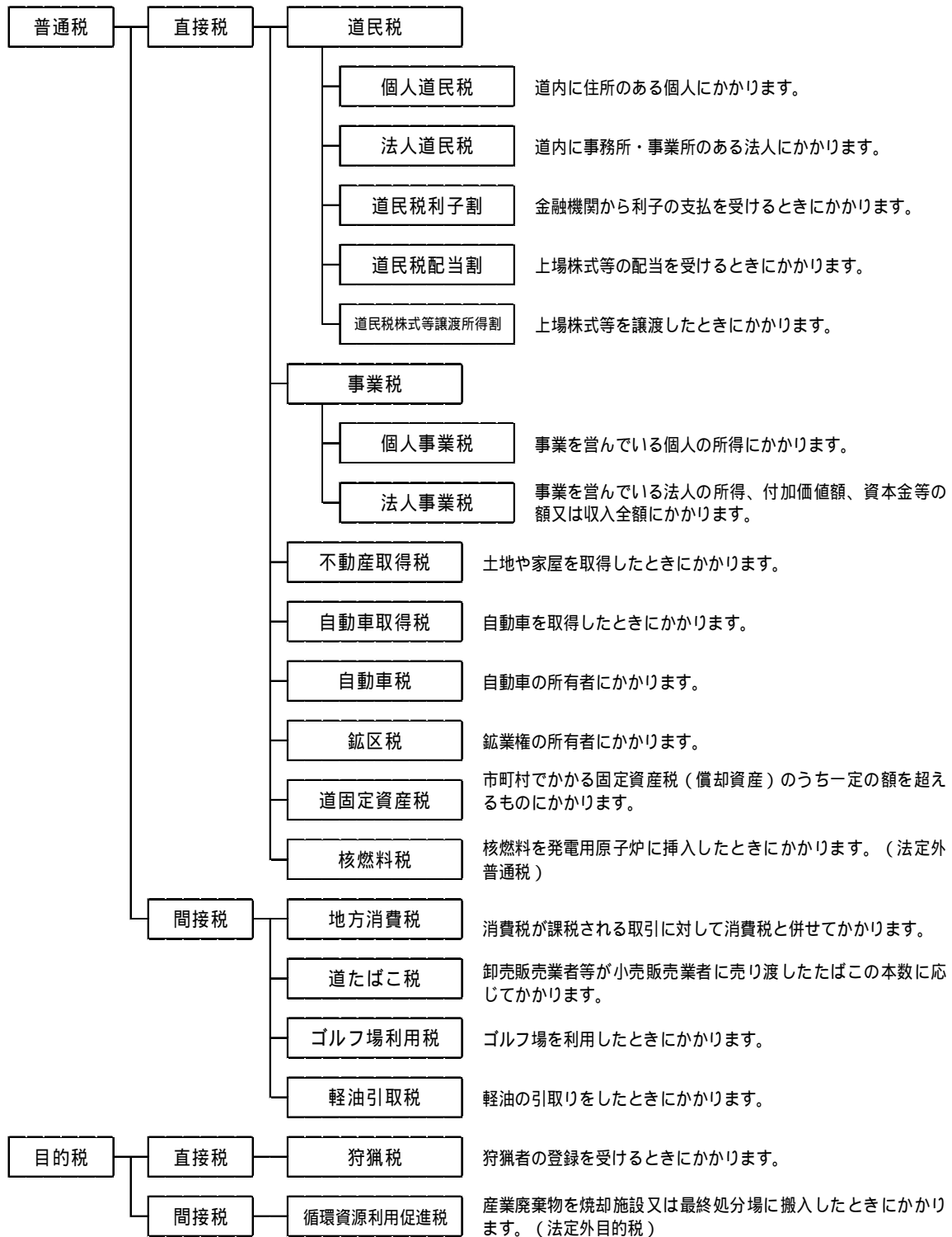
・全道で約 5 万 5 千件発生している繁忙期（5 月）における自動車税の電話相談業務について、コールセンターの設置等を検討すべき 【意見 25】

・各振興局等の収納管理業務など、電話対応や電算処理等の内部業務については、全道集約を検討すべき 【意見 44】

3．徴税費の削減

督促状の発送については、年 4 0 万件発生し、多大なコストを要していることから、公平性の確保、徴収の強化及びコスト削減の観点から、「督促手数料」の徴収を検討すべき 【意見 49】

道税の種類



外部監査の結果（指摘・意見の要約）

1 個人道民税

- 【意見 1】地域間の徴収率の格差の是正による公平性の確保を目指し、市町村と連携して徴収対策を進めるため、「市町村別徴収成績向上対策分析表」や「市町村別徴収成績向上対策検討表」の活用の徹底や、滞納整理の取り組み状況の把握（消滅時効による不納欠損額や差押件数など）に着目した分析表の改善を検討すべきである。
- 【意見 2】個人道民税の収入未済額の7割以上を占める主要都市との連携を一層強化するため、「市税及び道税の徴収対策検討会」の継続などの取り組みを推進すべきである。
- 【意見 3】地方税法第48条に基づく市町村からの徴収の引継による「直接徴収」を推進するため、道が優先的に引継ぐ高額や悪質な滞納事案の基準を明確にするなど、市町村に対して道の支援方針を示すことにより、市町村の道に対する引継協議の判断を容易にするなど、困難事案について道が市町村を全面的にバックアップする姿勢を強化すべきである。また、公平性の観点から、地域間格差の是正を図るため、徴収率の低い市町村からの引継ぎを増やすことを目標として掲げ、本制度を推進すべきである。
- 【意見 4】地方税法に基づく原則である事業者による給与からの特別徴収について、市町村と連携し、マスコミを通じた広報や、未実施事業者への訪問、パンフレットの配布、税理士会等関係団体への協力要請など、全道での取り組みの成果を共有し、積極的な対策を講ずるべきである。
- 【意見 5】個人道民税の徴収率を向上させる観点から、市町村の広域的な徴収組織である滞納整理機構について、引き続き、設立の促進や、取り組みへの助言や情報提供などの支援を行うべきである。

2 法人道民税

- 【指摘 6】一部の振興局等において、法人税不符号法人調査書の進捗管理が適切ではなく、多数の未処理が生じていたことから、今後、このような未処理が生じないよう事務処理を徹底すべきである。
- 【指摘 7】一部の振興局等において、法人税不符号法人調査書への記載・押印に不備があったことから、今後、このような不備が生じないよう事務処理を徹底すべきである。

【意見 8】他都府県に本店がある法人を把握する調査（未届分割法人調査）については、全ての振興局等で実施すべきである。

【意見 9】法人道民税の減免申請書は自主的に提出されるべきものであり、課税の公平及び事務の効率化の観点から、未提出者に対し何度も電話催促するなどの過度な事務対応については検討すべきである。

【意見 10】2以上の道府県に事務所等を有する法人の法人道民税に係わる分割基準（従業員数）が適正であることを確認するための調査について、運用方法を定めた上で実施すべきである。

【意見 11】事務の効率化及び納税者の利便性の向上の観点から、エルタックスを利用した電子申告を促進するため、広報等による周知や、市町村など関係機関との連携を図り、積極的な利用拡大を行うべきである。

3 道民税利子割

【指摘 12】実地監査した振興局等において、道民税利子割の申告書の精査や記載が適正でなかった事案があった。また、現行の事務処理体制では、課税標準額と税額のチェックが万全とはいえない。道税システムのエラー表示の改定の検討を含めて、チェックリストを定めるなど、精査の体制を改善すべきである。

4 道民税配当割

特に指摘意見なし

5 道民税株式等譲渡所得割

特に指摘意見なし

6 個人事業税

【意見 13】振興局等において独自に判定項目が定められている個人事業税不動産貸付業・駐車場業判定調査カードについては、今後調査確認のための統一的な手続及び基準を要領で定めるべきである。

【意見 14】個人事業税不動産貸付業・駐車場業判定の事業規模の判定を行うにあたっては、決算書等の添付がない場合には、納税者等へ電話や文書で確認すべきである。

7 法人事業税

【指摘 15】一部の振興局等においては、自主課税法人所得調査カードの「調査結果の概要」に記載がなかったことから、「自主課税法人の調査の手引」に基づき適切に記載すべきである。

【意見 16】自主課税法人に関する現地調査については、調査が未実施の地域や法人区分が生じないように方針を定めた上で、実施すべきである。

【意見 17】自主課税法人調査に係わる机上調査の省略について、より慎重に取り扱う方向で、明確な考え方を定めるべきである。

8 不動産取得税

【指摘 18】一部の振興局等においては、承継取得に係わる課税客体について、市町村からの通知に基づくデータ入力と税の調定手続きとの作業手順が適切でなかったことから、今後は適正な事務処理を徹底すべきである。

【意見 19】原始取得及び承継取得に関して、市町村長から通知された資料の一件別処理に係わる管理方法が、振興局等の間で統一されていなかったことから、本庁からの通達などにより、統一すべきである。

9 自動車取得税

特に指摘意見なし

10 自動車税

【指摘 20】一部の振興局等において、自動車を解体した場合における課税客体からの除却について、納税義務の消滅日を自動車リサイクル法による証明書の「引取日」ではなく、「前回の車検証の有効期限」として誤って処理している事案があったことから、今後は適正な事務処理を徹底すべきである。

【意見 21】身体障害者に係る「自動車税課税免除現況回答書」について、実態確認件数を増加すべきである。

【意見 22】自動車税の課税について、定期保留（車検切れによる課税保留）件数を縮減すべきである。

【意見 23】自動車税の納税通知書の返戻に対応する業務が多大となっている現状を改善するため、住民基本台帳ネットワークシステムを活用するなどの有効な対策を講ずるべきである。

【意見 2 4】新聞等マスメディアへの記事掲載の働きかけや、タイヤロックの予告など、滞納への牽制効果を持つ幅広い方策を引き続き推進すべきである。

【意見 2 5】自動車税の電話相談の繁忙期（納付書発送日から納期限までの期間である 5 月）に係わる業務について、コールセンターなどによる民間開放や業務の集約を検討すべきである。

【意見 2 6】納税者の利便性の向上及び納期内納税率の向上の観点から、クレジット納税の導入を検討すべきである。

1 1 鉾区税

特に指摘意見なし。

1 2 道固定資産税

特に指摘意見なし。

1 3 核燃料税

【指摘 2 7】課税標準の算定基礎である核燃料の購入単価については、現在、調査が実施されていないが、他県の事案の調査、納税義務者への聞き取り、購入契約書等の確認などの方法で調査を実施すべきである。

1 4 地方消費税

特に指摘意見なし

1 5 道たばこ税

【指摘 2 8】一部の振興局等において、(財)地方自治情報センターに委託している「たばこ流通情報管理システム」の活用について、システムへの情報入力漏れや、不適合の確認等がなされていない事案があったことから、今後、適切な事務処理となるよう指導を徹底すべきである。

1 6 ゴルフ場利用税

【指摘 2 9】特別徴収義務者に係わる利用料金等の表示義務について、指導を徹底すべきである。

【意見 3 0】課税標準に係わる実地調査は不十分であると思われるので、今後は、厳

格にかつ計画的に実施すべきである。

【意見 3 1】特別徴収義務者の登録事項変更申請書については、事業年度途中における利用料金の改定に伴う等級変更の場合など、条例で義務付けられた提出に関する振興局等の指導がまちまちであったことから、条例の趣旨を徹底し、申請書の提出を指導すべきである。

1 7 軽油引取税

【指摘 3 2】一部の振興局等において、特別徴収義務者の実地調査が実施されていなかったため、調査対象者の選定基準を全道的に統一することも検討し、毎年実施すべきである。

【指摘 3 3】一部の振興局等において、不正軽油の通報を受けてから調査着手までに、長期間を要している事案があったことから、今後は、担当部署以外からの応援態勢の整備や勤務時間の柔軟化など、迅速に調査着手できる体制を整備すべきである。また、通報への対応や調査結果などを速やかにホームページ等で公開し、道の強い姿勢と通報制度の存在意義を広く道民へ周知すべきである。

【指摘 3 4】一部の振興局等において、意図的な脱税事案に対する追跡調査の対象期間について、半年間または1年間としていた事案があったことから、最低でも過去3年間分は実施すべきである。

【指摘 3 5】一部の振興局等においては、免税証の保管方法が明確ではなかった。免税証は一種の金券と言えることから、保管に万全を期すべきである。

1 8 狩猟税

特に指摘意見なし。

1 9 循環資源利用促進税

特に指摘意見なし。

2 0 滞納整理事務

< 滞納票等の保管及び管理状況 >

【指摘 3 6】滞納の管理が担当者の恣意的な判断とならないよう、「徴収事務の手引」に基づき、管理職が定期的に滞納票を確認する手続きを徹底すべきである。

< 滞納事案 >

【指摘 3 7】一部の振興局等において、預金等の差押えが迅速に行われていない事案が散見された。預金等の差押えについて、より早期に着手できるよう、「徴収事務の手引」等において、より迅速な意志決定手続きを統一すべきである。また、差押え解除の判断基準が緩いと思われるので、「徴収事務の手引」等において、より慎重な意志決定手続きを統一すべきである。

【意見 3 8】不動産取得税の高額滞納事案削減のため、特に不動産の転売において、売却資金が事業資金に流用され、納税資金が確保されていない事案が多いことから、転売前により迅速な対応ができるよう、納税通知書の送付時期の見直しなどの体制を整えるべきである。また、高額な不動産取得税が発生することを把握した時点で、不動産取得税の事前通知を行うことを検討すべきである。

< 換価猶予 >

【指摘 3 9】一部の振興局等において、納付が一度もないにも係わらず換価猶予の延長を行っていた事案があったが、徴収の公平の観点から適切ではないと思われることから、「徴収事務の手引」等において、換価猶予の延長に係わる判断基準を、より厳格に統一すべきである。

【意見 4 0】換価猶予に係わる決定や取消しの決定手続きについて、振興局等において統一的な事務処理が行われていないことから、公平な滞納整理事務を行うため「徴収事務の手引」等において統一すべきである。

< 滞納処分の停止 >

【指摘 4 1】一部の振興局等において、滞納処分停止決定書への添付が義務付けられている「一人別滞納総括票」が添付されずに、経過の確認をすることなく滞納処分の停止決定がなされていたことから、適切な事務処理について、指導を徹底すべきである。

< 不納欠損 >

【意見 4 2】徴収の公平の観点から、延滞金の徴収の状況について「税務統計」等において、広く道民に開示すべきである。

2 1 組織・体制・研修

【意見 4 3】特に滞納整理業務に係わる実務的な研修を充実させるとともに、全道的な業務改善会議を開催すべきである。

【意見 4 4】各振興局等で行われている収納管理事務等、納税者との面接がない文書や電話対応及び電算処理などの内部事務については、行政サービスの維持に配慮しながら、事務の効率化の観点から、全道集約すべきである。この場合、今後増加が想定される税務職員の再任用職員の活用などによ

る、事務の効率化を検討すべきである。

【意見 4 5】高額滞納整理組織の創設を検討すべきである。

【意見 4 6】一般税の滞納整理については、徴収担当者個人の経験等に基づく判断や事務処理能力に頼った現在の「地区担当制」を見直し、分業化などによる「組織的な滞納整理」の導入を検討すべきである。

2 2 徴税費

【意見 4 7】(財)地方自治情報センターへの委託料については、その積算根拠が明確でないことや、センターからの情報も必ずしも有効に活用できていない事実もあることから、当該団体との協議や全国的な会議の場での問題提起などを通じて、負担金額の削減など、その有効性を検証すべきである。

【意見 4 8】道税総合情報処理システムの電算処理業務に係わる委託料については、徴税費削減の観点から、業務を分離し一部を指名競争入札に移行する可能性を検討すべきである。

【意見 4 9】年間 4 0 万件発生し、多大なコストが生じている督促状の発付について、納期内納税率の向上及び公平の観点とともに、現在の道財政の状況も考慮し、督促手数料を徴収することを検討すべきである。

2 3 システム

【意見 5 0】道税総合情報処理システムについて、他都府県の事例の研究や民間企業との共同研究などにより費用対効果等の検証を進め、システムの再構築を検討すべきである。